

寄付金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふじのくに未来財団（以下「この法人」という）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

① テーマ指定寄付金

広く一般社会に、社会貢献活動の種類及び活動区域に関して具体的な支援を希望する寄付

② 団体指定寄付金

静岡県の社会課題解決に取り組む活動団体への支援を希望する寄付金

③ 冠基金寄付金

社会課題解決の種類及び活動区域に関して具体的な支援を指定し、助成事業の名称を希望する寄付金

④ 財団支援寄付金 財団の公益事業への支援、及び法人の管理費として希望する寄付金

⑤ 災害支援寄付金 災害に対して静岡県内の団体が実施する支援および県内の災害に対し実施する支援を希望する寄付金

(テーマ指定及び冠基金の募集)

第3条 この法人は常時テーマ指定及び冠基金寄付金を募ることができる。

2 テーマ指定、冠基金寄付金は、原則 20%を上限として助成事業事務管理費として充当する。(ただし、端数が生じた場合には、千円未満を切り捨てとする。)

(団体指定寄付金の募集)

第4条 この法人は常時団体指定寄付金を募ることができる。

2 団体指定寄付金は適正な事務管理費を控除した残額の総額を、選考委員会で採択された指定団体の事業に助成される。この場合、適正な事務管理費は募集総額の 20%以下でなければならない。

(災害時支援寄付金の募集)

第5条 この法人は災害時支援寄付金を募ることができる。

2 災害支援寄付金は、原則 20%を上限として助成事業事務管理費として充当する。(ただし、端数が生じた場合には、千円未満を切り捨てとする。)

(受領書等の送付)

第6条 テーマ指定及び冠基金寄付金、団体指定寄付金、財団支援寄付金、災害支援寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄付に係る結果の報告)

第7条 この法人は、テーマ指定及び冠基金寄付金、団体指定寄付金、災害支援寄付金の寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

2 この法人は、テーマ指定及び冠基金寄付金、団体指定寄付金、災害支援寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第8条 この法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄付者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定改正は、平成31年3月8日から施行する。

この規定改正は 令和2年6月26日から施行する。